

**小城市下水道・市営浄化槽使用料の改定
【説明資料】**

小城市 建設部 下水道課

令和5年3月

小城市下水道等使用料改定について

【小城市下水道事業の現状】

小城市下水道事業は、市民の皆さんの快適な暮らしや良好な水環境を保つため、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、市営浄化槽事業（東新町浄化施設を含む）の使用料（以下「使用料」という。）などで運営しています。

これらの使用料は下水道施設等の光熱水費、点検、修繕などの維持管理の費用に使われています。

しかしながら、近年の、人口減少や物価上昇といった社会的情勢の変化や下水道整備の進捗に伴い、施設の汚水処理費（維持管理費）が増加しており、今後は、施設の老朽化に伴う費用の増大も見込まれる状況にあります。

特に、下水道施設の維持管理を適正に行うことができなければ、快適にトイレ等を利用することができなくなったり、河川、水路の水質汚濁や道路陥没など大きな事故が発生する可能性があります。

（行政人口の推移 出典：住民基本台帳、決算統計値）

	平成21年度末	令和3年度末	増減
行政人口	46,551人	44,559人	-1,992人
水洗化人口	9,406人	19,425人	10,019人

（汚水処理費の推移 出典：決算統計値）

	平成21年度末	令和3年度末	上昇率
汚水処理費	約1億3千万円	約3億4千万円	261%

【収支予測】

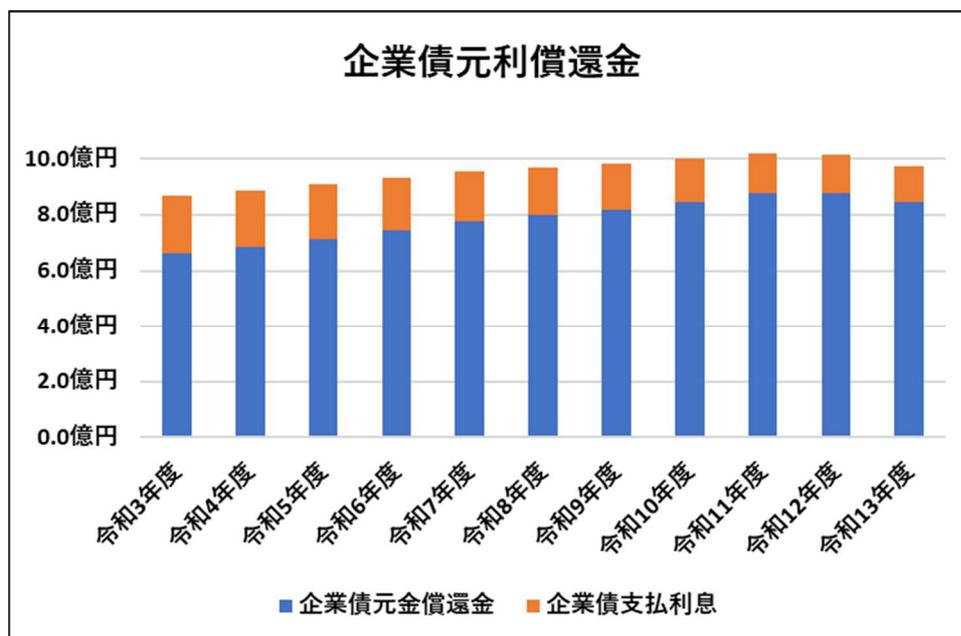
このことから、小城市下水道事業の経営・財務等の状況について、近年の決算を基に、令和5年度から令和25年度までの投資と財源の収支予測を行いました。

収支予測の結果、小城市下水道事業の抱える課題は、今までの投資と今後投資していく整備費用の財源である企業債の借り入れにより、**多額の企業債元利償還金（借金の償還金）が発生し、それを賄うために多額の一般会計補助金（一般会計からの繰入金）を必要**としていることです。

また、下水道施設を整備すれば永久的な更新を行っていかねばならないため、**施設が増えれば、更新費用も増え、その財源となる企業債も増加していくことになり、さらなる一般会計補助金が必要**となる見込みです。

（元利償還金の推移）

	令和3年度末 実績	令和5年度末 推計値	令和7年度末 推計値	令和9年度末 推計値	令和11年度末 推計値	令和25年度末 推計値
元利償還金	8.7億円	9.1億円	9.6億円	9.8億円	10.2億円	9.7億円
一般会計補助金	11.0億円	10.6億円	11.1億円	11.3億円	11.8億円	11.1億円
元利償還金が占める割合	78.6%	85.5%	86.5%	86.7%	86.9%	87.7%



【小城市汚水処理計画の見直し】

収支予測の結果と、国の 10 年概成の方針により、令和 9 年度以降の下水道施設の整備に係る国庫補助金交付が不透明なことから、現在の下水道全体計画（下水道で整備する区域）を見直し、見直した区域を市営浄化槽整備区域として、小城市で合併浄化槽を設置し、維持管理していく市営浄化槽へ転換を図り、下水道と合併処理浄化槽をうまく組み合わせた効率的、経済的な汚水処理施設整備への投資を行っていくこととしています。

汚水処理計画の見直しの結果、令和 5 年度から令和 25 年度までに必要な一般会計補助金は約 9.6 億円（年間約 4.6 千万円）の削減が見込まれます。

（令和 5 年度～令和 25 年度までの累計による一般会計補助金の比較）

一般会計補助金	見直し前	見直し後	増減
合計	211.55億円	201.98億円	-9.57億円

【使用料改定の必要性】

汚水処理計画の見直しにより、一部一般会計補助金の削減は見込めますが、令和 25 年度までの使用料約 66 億 7 千万円に対して、汚水処理費約 89 億 1 千万円かかっており、約 22 億 4 千万円の不足が生じています。

(汚水処理計画見直し後)					
(費用)	<p>汚水処理費</p> <p>約89.1億円</p>				
(財源)	<table border="1"> <tr> <td>使用料</td> <td>不足額</td> </tr> <tr> <td>約66.7億円</td> <td>約22.4億円</td> </tr> </table>	使用料	不足額	約66.7億円	約22.4億円
使用料	不足額				
約66.7億円	約22.4億円				
<p>不足額 (一般会計補助金) = 89.1億円 - 66.7億円 = 22.4億円</p>					

本来、汚水処理費は使用料で全額を負担する「使用者負担」が原則ですが、現状、使用料だけでは汚水処理費を賄いきれず、不足分は一般会計からの補助金で補う状況となっています。

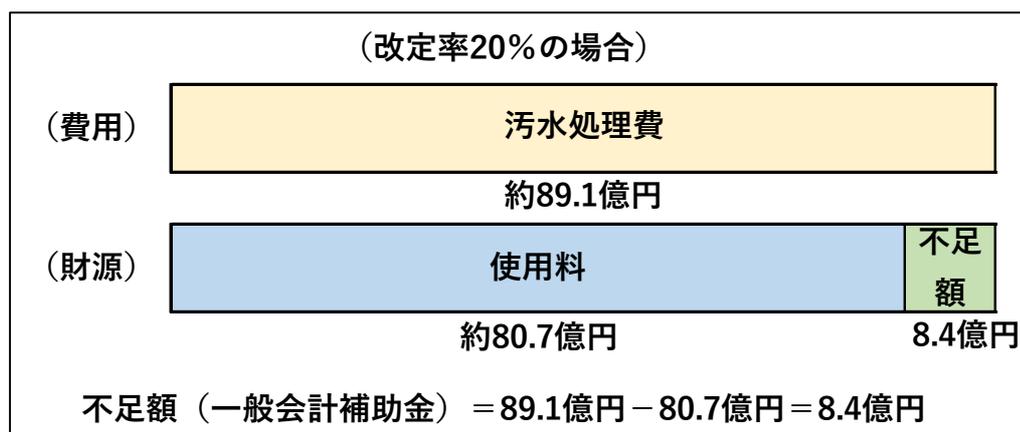
このまま汚水処理費を一般会計からの補助金で補い続けると、他の行政サービスに使えるはずの一般会計収入 (税金など) を下水道事業に使うこととなり、将来的には、道路や橋梁、教育施設などのインフラの補修や更新ができなくなったり、子育て支援、高齢者福祉などの福祉サービスの低下を招く可能性があります。

また、今後は、老朽化した施設・設備の更新などに多額の費用が見込まれ、将来にわたり快適な生活環境を守り、安定した下水道サービスを提供するためには、使用料改定が必要となっています。

【使用料改定】

今回の使用料改定の検討に際し、有識者や市民の代表者から構成される小城市下水道事業推進委員会を3回開催し、審議、意見をいただいています。

その委員会での意見を踏まえ、先述の不足額 22.4 億円を補うためには、現在の使用料単価 144.1 円/㎡から 192.6 円/㎡への改定率 33.7%の改定が必要となっておりますが、大幅な値上げは使用者への負担が大きいため、段階的な改定を採用し、令和5年度の改定率を約20%とし、5年後の経営戦略見直し及び使用料改定の検討の際に、改定の必要性を再検証し、適正な使用料とすることを目標としております。



(使用料体系改定)

使用料 (1か月分、税抜き)						増減
区分	汚水量			改定前	改定後	
基本使用料	0m ³ から	7m ³ まで	—	800円	1,000円	200円
	8m ³ から	50m ³ まで	1m ³ あたり	150円	180円	30円
超過使用料	51m ³ から	100m ³ まで	1m ³ あたり	160円	200円	40円
	101m ³ から		1m ³ あたり	180円	220円	40円

(使用料計算) (例) 1 ヶ月 20 m³使用した場合

基本使用料	0m ³ ~7m ³		1,000 円
超過使用料	8m ³ ~20m ³	13m ³ × 180 円	2,340 円
税抜計			3,340 円
消費税10%			334 円
税込計			3,674 円

(使用料早見表)

使用水量	改定前				改定後				増減
	基本料金	超過使用料	消費税	計	基本料金	超過使用料	消費税	計	
10m ³	800円	450円	120円	1,370円	1,000円	540円	154円	1,694円	324円
20m ³	800円	1,950円	270円	3,020円	1,000円	2,340円	334円	3,674円	654円
30m ³	800円	3,450円	420円	4,670円	1,000円	4,140円	514円	5,654円	984円
40m ³	800円	4,950円	570円	6,320円	1,000円	5,940円	694円	7,634円	1,314円
50m ³	800円	6,450円	720円	7,970円	1,000円	7,740円	874円	9,614円	1,644円
60m ³	800円	8,050円	880円	9,730円	1,000円	9,740円	1,074円	11,814円	2,084円
70m ³	800円	9,650円	1,040円	11,490円	1,000円	11,740円	1,274円	14,014円	2,524円
80m ³	800円	11,250円	1,200円	13,250円	1,000円	13,740円	1,474円	16,214円	2,964円
90m ³	800円	12,850円	1,360円	15,010円	1,000円	15,740円	1,674円	18,414円	3,404円
100m ³	800円	14,450円	1,520円	16,770円	1,000円	17,740円	1,874円	20,614円	3,844円
110m ³	800円	16,250円	1,700円	18,750円	1,000円	19,940円	2,094円	23,034円	4,284円

※消費税は1円未満切捨て

【適用時期】

使用料の改定の適用時期は、毎月検針の小城市水道分は 6 月検針分、隔月

検針の佐賀西部広域水道企業団については 7 月検針分からとなります。

今後も引き続き、徹底した経費の削減や効率化に取り組み、公営企業としての経営

努力を最優先に行うよう努めていきますので、皆様のご協力をお願いします。

【改定に関する Q&A】

Q1 前回の改定はいつですか？

A1 平成 18 年 6 月に市内の下水道使用料を統一して以降、消費税率の改正を除き、初めての改定となります。

Q2 使用料改定はどのようにして決まりましたか？

A2 令和 4 年度に 3 回開催した、有識者や社会福祉協議会、商工会議所、商工会、婦人会、区長会などの団体の推薦者から構成される「小城市下水道事業推進委員会」において市の小城市下水道事業の現状や課題を踏まえ、中長期的な投資試算や財源試算、経営健全化の取組等についてご審議いただきました。審議の結果、令和 5 年 11 月 7 日に報告書の提出をいただきました。

これに基づき、市で検討を行い条例改正案を令和 5 年第 1 回小城市議会定例会に上程し可決されました。

Q3 他市町と比較して下水道使用料が高くなるのではないですか？

A3 令和 3 年 4 月 1 日時点において小城市の使用料は 1 カ月に 20 立方メートル使用した場合、改定前で 2,750 円となっており、県内 19 市町の中で低位（高い方から 14 番目）の使用料となっています。

使用料改定後は、県内で中位（高い方から 7 番目）の水準となります。

Q4 必要な資金は経営努力で対応すべきでは？

A4 重要な財源である使用料収入の確保には、下水道への接続促進が一番の方策と考えておりますので、戸別訪問や電話による接続のお願いを中心に接続促進を行っており、下水道の普及促進活動として、市内の小学4年生を対象とした下水道教室の開催し、また、排水設備業者や下水道維持管理業者などの協力を得ながら、未接続家庭へのチラシの配布など様々な取組を行っているところです。

また、令和3年度より小城市汚水処理計画の見直しに着手し、公共下水道と合併処理浄化槽をうまく組み合わせた効率的、経済的な汚水処理施設整備への投資を行っていくことで、一般会計補助金の削減に努めております。

今後は、令和4年度に着手しているストックマネジメント計画（長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査や修理・改築を効率的に行うための計画）に基づき、下水道施設の修繕費の削減や抑制に努めて行きます。

しかし、今後の施設更新や維持管理には多額の費用がかかるため、経営努力だけでは対応できないという判断と、また、補てんのために繰り入れている一般会計補助金を福祉や教育などの本来の行政サービスに有効活用できるよう、下水道等を使用される皆様に必要な使用料のご負担をお願いするものです。

【用語の説明】

【あ行】

いっばんかいけいほじょきん
(一般会計補助金)

一般会計から下水道事業の運営のために繰り入れられるお金。

おすいしよりひ
(汚水処理費)

日常の下水道施設の維持管理に要する経費のうち、資本費（減価償却費、支払利息）を除いた額。職員給与費、光熱水費、薬品費、汚泥処分費、修繕費などが含まれる。

【か行】

がんにりしょうかんきん
(元利償還金)

借り入れた企業債の返済金。元金と利子。

きぎょうさい
(企業債)

地方公共団体が、施設の建設、改良等に要する資金に充てるために発行する地方債のこと。

きほんしやうりやう
(基本使用料)

下水道、市営浄化槽の使用量に関係なく必ずかかる料金。

こうきやうげすいどうじぎやう
(公共下水道事業)

主として市街化区域における下水を排除し又は処理するために、市町村が管理する

下水道。

牛津処理区、小城処理区が該当。国土交通省が所管。

また、処理対象人口が概ね 1000 人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるものを特定環境保全公共下水道としている。

三日月処理区、芦刈処理区、清水・原田処理区が該当。国土交通省が所管。

【さ行】

しえいじょうかそうじぎょう
(市営浄化槽事業)

下水道計画区域及び農業集落排水事業計画区域外のエリアを対象に、小城市が主体となって浄化槽の設置と維持管理を行う。環境省が所管。別途東新町浄化施設も含む。

じゅうりょうしょうりょう
(従量使用料)

使用した水の量に応じてかかる料金。「基本使用料」に含まれる水量を超えた分からは、使用量に応じて算出。

じゅうねんがいせい
(10年概成)

令和 8 年度までに下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽の汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合(汚水処理人口普及率)が 95%以上となること。

しょうしゃふたん げんそく
(使用者負担の原則)

地方公営企業は、企業性(経済性)の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てる独立採算制が原則とされる。地方公営企業法第 17 条の 2 (経費の負担の原則)

すいせんかじんこう
(水洗化人口)

実際に公共下水道、農業集落排水及び市営浄浄化槽を使用している人口。

【な行】

のうぎょうしゅうらくはいすいじぎょう
(農業集落排水事業)

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備によって、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るもの。織島処理区、砥川処理区、堀江処理区が該当。農林水産省が所管。